

福島復興再生特別措置法  
『避難者等雇用促進』税制  
『設備投資促進』税制  
『福島再開投資等準備金』税制

## 認定を受けた事業実施計画の変更をお考えの個人事業者・法人の皆様へ 福島県

認定を受けた際の「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」に記載した事業実施場所の変更・追加、計画に記載されていない新たな設備の増設などを行う場合は、あらかじめ計画の変更認定申請が必要です。

### 1 必要な手続き

事前に2に掲げる必要書類をそろえて認定を受けた際、計画を提出した地方振興局に申請してください。

### 2 変更認定申請をするにあたり必要な提出書類

- ・変更認定申請書（記載例を必ず確認）
- ・法人：登記（履歴事項全部証明書）／個人：住民票
- ・認定基準に関する宣言書（法施行規則様式第2の2（第4条関係））※1
- ・暴力団排除に関する誓約書 ※2
- ・法令遵守の宣言書（様式1）※3
- ・法人：直近2期の事業報告書及び財務諸表（貸借対照表・損益計算書）  
個人：直近2期の申告決算書 ※4
- ・立地予定位置図 ※5
- ・施設配置図 ※6
- ・事業実施場所の平均空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルト以下であることを示す書類 ※7
- ・福島再開投資等準備金に関する事前協議結果報告 ※8

必ず提出

※1 個人事業者・法人の代表者の氏名若しくは法人の名称が変わった場合

※2 法人で、登記（履歴事項全部証明書）に記載の役員に変更がある場合

※3 ※1の場合、或いは平成27年5月6日以前に認定を受けている場合

※4 認定日以後の事業報告書・財務諸表・申告決算書

※5 変更・追加がある場合

※6 変更・追加がある場合

※7 事業実施場所が「居住制限区域」に該当する場合

※8 準備金の期間・金額に変更がある場合（再度の協議が必要）

### 3. お問い合わせ先

- ▶ 制度概要について 福島県企画調整部企画調整課（復興推進本部）  
TEL：024-521-7129
- ▶ 準備金活用のための計画作成について、お近くの税理士・税理士法人、商工団体・経営指導員等にお問い合わせください。

詳しくはホームページをご覧ください。インターネットで

福島準備金

検索